

札幌市公文書館基本構想への提言

— 専門職員養成課程を受講して —^①

竹内 啓

はじめに

私は札幌市の行政事務職員であり、専門職員が中心の養成課程では少数派に属する。ではなぜ行政事務職員の私がこの養成課程に申し込んだのかというと、それは人口約一九〇万人の道都札幌市に未だ公文書館が設置されていないという大変残念な事情によるものである。私自身は公文書館に関係する部に配属されて約三年であるが、他に受講要件を満たす職員や希望者もいなかったため、平成十七年度の公文書館等職員研修会に続いて、今回の四週間の専門職員養成課程に申し込んだという次第である。

それならば本当は渋々の参加なのかと決してそうではない。私は大学で歴史学（西洋史）を専攻し、大学院修士課程では芸術文化政策を学んだが、卒論や修士論文の作成時に公文書館（外交史料館やNARAなど）には大変お世話になった。また、本市の直近中期計画において公文書館設置構想がはかばかしく進展しなかったため、このあた

りで何らかの手がかりを残しておかなければならないという危機感も働いた。結果的にアーカイブズの第一線で活躍されている指導講師陣や国立公文書館のスタッフ各位、全国各地の受講生とコンタクトするという当初の目的は達せられた。さらにこの修士研究論文が本市の公文書館基本構想策定の上でほんの僅かでも役立つことになれば私が予算・定数要求の繁忙期に一カ月近く上京したことも決して無意味ではなかったということになる。

なお、「おわりに」で一点要望事項を挙げたので、ぜひ検討していただきたい。

一 札幌市公文書館開設に向けて現状の客観的把握

（一）本市における公文書館設置構想の経緯と現状

まず、表1の【札幌市文化資料室の活動状況】により当室の現状を報告させてもらいたい。

表 1 【札幌市文化資料室の活動状況】

1 歴史・文化資料の収集保存

文化資料室では、札幌の歴史や文化に関するさまざまな記録資料の収集を行い、市民の学習や研究のための閲覧に供するとともに、これらの資料を後世に伝えていくための保存を行っている。

これまで、さっぽろ文庫や新札幌市史の編さんにとまない収集した資料のほか、市民からの寄贈資料なども合わせ、10万点を超える各種刊行物、文書、写真、絵はがき、地図等を収集しており、学校の郷土学習や研究用の他、地域史・社史の調査作成等に利用されている。

なお当室は平成18年4月に資料館から旧豊水小跡複合施設（〒064-0808 中央区南8条西2丁目 電話 011-521-0205）に庁舎移転し、平成19年4月に機構改革により総務局行政部へ移管となった。

2 郷土史相談と札幌の歴史展示

郷土史相談室では、市民の歴史研究を支援し、郷土史に関する質問や相談に応じている。

札幌の歴史展示室では、札幌のまちづくり、教育・文化、雪との生活など7つのテーマごとに、近世から現代までの街の歴史と人々の生活を写真や地図などのパネルで紹介している。

(1) 資料所蔵状況(整理登録済のもの) (19年3月末現在)

刊行物・文書	写 真	絵 は が き	地 図	合 計
51,089 点	41,666 点	6,143 点	1,496 点	100,394 点

(2) 郷土史相談室(目的別相談件数)

年 度	学 習 用	個人史等	刊行物掲載	業務用資料	そ の 他	合 計
15	209	100	32	117	64	522
16	239	38	58	97	70	502
17	240	50	48	117	21	476
18	331	119	65	162	5	682

3 新札幌市史編さん

札幌市では、創建 80 年(昭和 24 年)を記念して『札幌市史』(4冊)、また創建 100 年(昭和 43 年)を記念して『札幌百年のあゆみ』等3冊を刊行した。しかし、隣接町村との合併による市域の拡大、高度経済成長、冬季オリンピックの開催、政令指定都市への移行、人口の急増など変貌は著しく、(札幌)をより広い視野からとらえ直した本格的な市史の発行が求められてきた。『新札幌市史』は、この期待に応えるため、創建 120 年(昭和 63 年)記念事業の一環として計画され、昭和 56 年度から編さんが続けられているものである。編集長に高倉新一郎氏(平成 11 年度から海保洋子氏)を迎えるとともに、市民の意見を広く反映するため、学識経験者、郷土史家、市職員等からなる「新札幌市史懇談会」を設置し、ここで審議された刊行計画、基本方針等に沿って編集員による研究・執筆が続けられている。

全8巻 10 冊構成で、平成 16 年度の第5巻『通史5(下)』まで8巻9冊を刊行している。平成 20 年 3 月に刊行予定の『年表・索引編』をもって全巻の刊行が完結する。

4 歴史的公文書等の保存・活用

平成 20 年1月現在での引継公文書数は、登録簿冊数で 2,447 冊、登録件数で 11,615 件となっている。また、私文書については平成 20 年1月現在、タイトル数で 42 件、資料総点数で 17,474 点の整理登録が完了している。

続いて、左より【札幌市の公文書館に関する取り組み】をとりまとめた。本市においても過去に何度か公文書館設置に関する調査は実施してきた（左表二 過去の五年計画における位置付け（一）～（三）参照）。直近では第四次長期総合計画の第一次五年計画事業「歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査」に基づいて、先進都市への照会や既存公文書館の視察調査を実施した。

【札幌市の公文書館に関する取り組みについて】

一 公文書館法の制定

昭和六十二年に公文書館法が制定されたことにより、地方公共団体においても歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な処置を講じる責務を有するとされた。

二 過去の五年計画における位置付け

- (一) 第三次長期総合計画 第二次五年計画（平成四～八年度）「公文書館設置調査」
- (二) 第三次長期総合計画 第三次五年計画（平成八～十二年度）「公文書館の基礎調査」

※平成九年度の「事業再評価プログラム」の実施に

伴い、厳しい財政状況の中、不急の事業であるとして先送り

- (三) 第四次長期総合計画 第一次五年計画（平成十二～十六年度）「歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査」

※公文書館法の主旨から、公文書館に関する基礎的な調査を継続する必要があるとして計画化（既往予算での対応）

三 議会陳情

「陳情第六二八号 札幌市及び市民が保有する図書資料等の収集と保管・公開を行う機能（施設）の整備に関する陳情」（平成十四年三月二十日提出）

提出者札幌都市研究センター理事長 十亀 昭雄

平成十五年第一回定例市議会において全会一致で採択

四 歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書

平成十六年四月に、先進都市への照会、既存公文書館の視察調査、各種資料等をもとに現状を分析し整理した結果をとりまとめた報告書を作成した。

五 新まちづくり計画における取り組み

平成十六年度から「歴史的公文書等収集保存事業」として施設整備に先行し、資料の収集、保管事業等を実施

している。(平成十九年度から経常的経費化)

(平成二十年度から「歴史的公文書等保存・活用事業」に事業名を変更)

六 第二次新まちづくり計画における取り組み

「公文書館整備基本構想策定」

有識者等からなる策定委員会を設置し、本市として必要となる公文書館の機能、運営方法、施設整備のあり方等の基本構想を策定する。(平成二十・二十一年度)

【主な検討課題】

○ 公文書館設置に関する庁内合意と整備手法(跡利用又は新設 等の検討)

○ 公文書管理に関する体系的な制度設計の検討

(公文書管理の条例化、現用・非現用文書の管理の一元化等)

○ 公文書の評価選別の一貫性を確保するための具体的な収集基準の策定

○ 歴史的公文書の収集・利用促進のための公文書の保存年限の上限の見直し

※平成十九年度に、公文書館に関する知識を蓄積するとともに、今後の公文書館設置に向けた具体的な取組に資することを目的として、有識者を講師とした研修会を実施(既往予算での対応)

七 平成二十年度事業の内容

「公文書館基本構想推進費」

策定委員会開催経費

策定委員謝礼

費用弁償

先進事例調査費

八 取り組み体制の整備

平成十九年度から公文書館に関する具体的な取り組みを進めるにあたって、総務課に専任の係長を配置するとともに、市史の編さんを通して歴史資料の調査や収集に関するノウハウを蓄積してきた文化資料室を行政部に移管し、公文書の保存管理体制を一元化した。

九 公文書館を設置している政令指定都市

川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

(国立公文書館年報第三五号 平成十七年度)

より)

さらには関係する資料や文献を参考に当時の実状を分析して、本市にふさわしい公文書館のあり方を検討し、その結果を『基礎調査結果報告書』(全五七頁)として冊子化している。しかし、ここではあえてその内容について細かく立ち入ることはしない。なぜなら報告書の完成から既に四

年の歳月が経過しており、その間に本市及びわが国の公文書館をとりまく情勢はかなり変化してきているからである。

ただ、本市における【歴史性のある私文書の収集状況】(表2)と【関連施設の役割分担イメージ】(表3)だけは私の所属先・文化資料室が札幌市公文書館の母体として位置づけられた根拠といえるので、報告書より再掲しておく。また、【文化資料室の業務と公文書館の業務について】(表4)も参考として載せておきたい。

今日、自治体史編さん事業が全国的に終息傾向にあることは確かであるが、一方ではこうした編さん室から公文書館へのテイク・オフに成功した事例も藤沢市文書館以下列挙することができる。現在、公文書館開設準備室の看板を掲げているのは新潟県上越市であるが、こちらもこの藤沢市と同じ自治体史編さん室からの移行型である。また、やはり同じタイプである長野市は昨年十一月に無事開館されたと聞いている。本市も今年度末で市史刊行事業がひとまず完結し、ごく近い将来に公文書館開設を目指しているという点では、まさしくこの移行型に属しているといえる。

私は移行型の開設準備室が足踏みを続ける理由は大きく分けて次の三点にあると考える。第一はどの自治体でも大差はないが、緊縮財政下における箱物行政への慎重姿勢で

ある。第二は自治体編さん室から公文書館への構造転換がはたで考えるほど容易ではなく、資料整理や制度設計が思うようには進まないことである。たとえばアーキビストの資質にはヒストリアンの専門性が必要といわれるが、私は本質的にアーキビストはジェネラリストでなければならぬと思う。アーカイブを評価選別し、レファレンス対応する能力ならば確かにスペシャリストが望ましいが、アーカイブへの対し方(個人的な趣味・嗜好ではなく最善の資料提供者に徹する)や原局との交渉能力、記録資料の利用管理や運用システム改善への先見性など他に必要とされる様々な資質はもう立派にジェネラリストの範疇である。自治体史編さんに従事した人材だけでこれを取り切ろうとするのはかなりの無理がある。加えて歴史系と行政系どちらのアーカイブズを志向するかという綱引きが先鋭化する不安もある。第三は行政内部の文書管理に対する無関心さ、あるいは意識の低さである。そしてこのアーカイブの重要性に対する無理解こそが私の考える公文書館開設への最大の障害要因である。特に自治体史編さんが長引いた場合、予算・定数の査定部局に根づいた過剰なまでのアレルギー反応も手強い、公文書館への移行・構造転換の要求自体が単なる組織の延命策に過ぎないと一蹴される恐れもある。

表2【歴史性のある私文書等の収集状況】

本市では、資料館、図書館、郷土資料館など各種の施設において歴史資料を収集・展示しており、市民等からの私文書や物品等の寄贈等も受け入れている。

これらの施設における収集状況は次のとおりである。

施設名	所管部局	運営主体	資料収集目的	収集資料の対象	収集の方法
札幌市文化資料室	総) 行政部 文化資料室	総) 行政部 文化資料室	札幌の歴史・文化に係る資料及び新札幌市史の編さんに係る資料の収集保存と市民への提供。	・文書類 ・図書・刊行物 ・写真 ・音声記録 ・その他(地図、絵葉書)	寄贈、送付等、 購入、複写
遠友夜学校記念室	教) 生涯学習部 生涯学習推進課	財) 札幌市青少年女性活動協会	遠友夜学校の跡地にある中央勤労青少年ホーム内にて、遠友夜学校の精神と新渡戸稲造の理想、夜学校の偉業を広く後世に伝え、札幌の社会教育及び生涯学習の核とするため設置。	・文書類 ・図書・刊行物 ・写真	寄贈
札幌市写真ライブラリー	観) 文化部 市民文化課	財) 札幌市芸術文化財団	本市の歴史、風俗等を記録した写真を収集し、整理し、及び保存することにより、貴重な財産として後世に継承するとともに、これを広く市民に公開することにより市民文化の向上に資する。	・写真 ・図書・刊行物(写真に関するもの)	寄贈
手稲記念館	観) 文化部 文化財課	観) 文化部 文化財課	郷土開拓に尽くした先人の功績を記念し、その資料を展示するとともに市民の生活文化、教養の向上に寄与するため。	・文書類 ・図書・刊行物 ・写真 ・絵画等美術品 ・映像記録 ・音声記録 ・生活用具ほか物品類	寄贈
札幌村郷土記念館	観) 文化部 文化財課	札幌村郷土記念館保存会			
つきさっふ郷土資料館	観) 文化部 文化財課	月寒地区連合町内会			
屯田郷土資料館	観) 文化部 文化財課	屯田郷土資料館運営委員会			
あしりべつ郷土館	清) 市民部 地域振興課	あしりべつ郷土館運営委員会			
簾舞郷土資料館	観) 文化部 文化財課	旧黒岩家住宅保存会	先人の徳徳と郷土開拓の栄光を後世に伝える。	簾舞地区開拓における先人の苦労を後世に伝承すること。	
新琴似屯田兵中隊本部	観) 文化部 文化財課	新琴似中隊本部保存会	新琴似開拓の歴史を後世に伝承すること。		
平岸郷土資料館	子) 子ども育成部 子ども企画課	財) 札幌市青少年女性活動協会	当該地域から出土した学術的に貴重な多数の土器・石器を保存することを目的として設置。	・文書類 ・写真 ・生活用具ほか物品類	寄贈
エドウィン・ダン記念館	南) 土木部 維持管理課	エドウィン・ダン記念館運営委員会	北海道酪農の父と称されるエドウィン・ダンの偉業を称え、関連する各種資料を展示。	・文書類 ・図書・刊行物 ・写真 ・絵画等美術品 ・生活用具ほか物品類 ・その他(地図、ジオラマ)	寄贈
札幌ウィンタースポーツミュージアム	観) スポーツ部 施設課	株) 札幌振興公社	・札幌オリンピックのメモリアル性の継承。 ・ウィンタースポーツ全般の普及・振興。 ・冬のスポーツ博物館の資産継承・顕彰。	・文書類 ・図書・刊行物 ・写真 ・映像記録 ・音声記録 ・生活用具ほか物品類	寄贈、購入
札幌市交通資料館	交) 事業管理部 総務課	財) 札幌市交通事業振興公社	交通局の広報業務の一環として、これまでの市営交通の歴史を記念に残し、社会教育に役立てる目的として設置。	・文書類 ・図書・刊行物 ・写真 ・絵画等美術品 ・映像記録 ・その他(昔の車両、部品、乗車券等の資料)	寄贈、その他(交通局において過去に使用していたもの)
札幌市水道記念館	水) 総務部 総務課	水) 総務部 総務課	・広く市民に水道事業を理解してもらう。 ・水の大切さを理解してもらう。 ・札幌市水道の歴史的資料を保存する。	・写真 ・映像記録 ・生活用具ほか物品類	その他(水道局で過去に使用していたもの)

表3 【関連施設の役割分担イメージ】

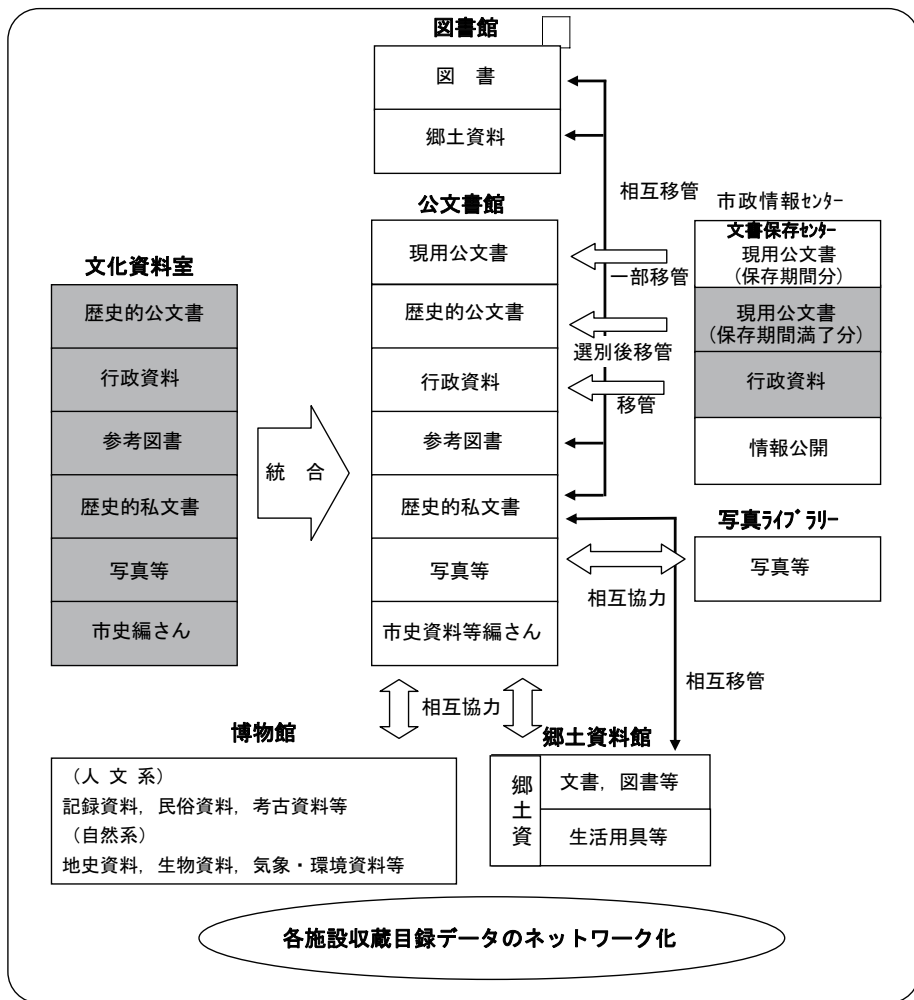


表4【文化資料室の業務と公文書館の業務について】

文化資料室	公文書館 (他の公文書館の例)
<p>所蔵資料</p> <p>市史編さん事業に関する公文書</p> <p>歴史的価値を有する私文書</p> <p>市史編さん資料</p> <p>近世以降の札幌に関する文書・図書・写真・絵ハガキ・地図・映像資料等</p> <p>行政刊行物（本市・国・道・他自治体）</p>	<p>所蔵資料</p> <p>歴史的価値を有する公文書</p> <p>歴史的価値を有する私文書</p> <p>市史編さん資料</p> <p>行政刊行物</p>
<p>事業内容</p> <p>調査研究事業</p> <p>新札幌市史機関誌『札幌の歴史』の発行（年2回）、市史編集員の配置</p>	<p>事業内容</p> <p>調査研究事業</p> <p>研究紀要の発刊、歴史資料の調査研究を行う専門職員の配置</p>
<p>収集保存事業</p> <p>市史編さんに関する公文書の収集</p>	<p>収集保存事業</p> <p>歴史的価値を有する公文書の収集</p>
<p>歴史的価値を有する私文書の収集</p> <p>寄贈寄託私文書の受入れ</p>	<p>歴史的価値を有する私文書の収集</p> <p>寄贈寄託私文書の受入れ</p>
<p>資料公開事業</p> <p>写真、古地図、新聞スクラップ、開架図書</p> <p>の閲覧</p>	<p>資料公開事業</p> <p>収蔵資料の公開</p> <p>複写サービス</p>
<p>啓発普及事業</p>	<p>啓発普及事業</p> <p>事業年報の発刊</p>
<p>広報紙の発行…『文化資料室ニュース』の発行（年4回）</p> <p>市史の発刊…8巻10冊（平成20年3月完結予定）、平成20年度以降は、史料編・概説編等を計画</p> <p>各種講座の開催…古文書講座（年7回開催）、ジュニア・ウィークエンドセミナー（年6回開催）</p> <p>常設展示室の運営と企画展示の実施…寄贈写真展（随時開催）、貴重資料展示（限定日開催）</p> <p>講演会の開催…市史発刊後にフォーラムの開催を計画</p>	<p>広報紙の発行</p> <p>市史の発刊</p> <p>各種講座の開催</p> <p>企画展示の実施</p> <p>講演会の開催</p>
<p>郷土史相談室の運営</p>	
<p>『さっぽろ文庫』の刊行</p>	

(二) 全国的な公文書館設置状況の推移（公文書館法施行以後）

公文書館法は昭和六十二年十二月に成立しており、通説ではバブル景気は昭和六十一年十二月から平成三年二月までの五十一カ月間を指すので、法はバブル初期に施行されたことになる。このバブル期に開設した公文書館は、全国で一〇館（県立は五館）、特筆すべきは政令指定都市が四館も開設していることである。バブル期以降となると平成十年以前の開設は一一館（県立は八館）、最近十年間では一三館（県立・政令市以外の開設が八館）となっている。政令指定都市では平成八年六月の福岡市総合図書館を最後に十年以上も建っていない。近年では政令市からみてもかなり小規模な市や町で多く建設されている。かつて公文書館法施行とバブル景気が開設への追い風になったことは間違いないが、一方では法の施行後、既に二十年が経過しているにもかかわらず、約三分の一の県で未整備が続いている。本市は県人口でいえば全国で二二位くらいに相当するので、既に三〇県で公文書館が整備済みという現状から観るとその取り組みは遅過ぎたといふべきである。

表5の左右のグラフを比較するとおもしろいことがわかる。左のグラフは「アーカイブズ」一一号（二〇〇三年七月発行）に掲載された地方公文書館の職員状況である。対

する右のグラフは私が平成十八年度の会議資料を基に聞き取り調査で補足してまとめたものである。職員数が厳しく削減されている近時において公文書館職員だけが全国平均・都道府県平均・政令指定都市平均の全てにおいて五年ほどの間に増加していることになる。私はこの結果には、この五年間に開設された福井・岡山・奈良の各県が平均数を少しずつ押し上げていることや複合館独自の職員数計算法がかなり影響していると推測している。つまり、茨城県や奈良県などの複合館には公文書館専任従事者としては計上できないような職員が多数いることからこのような集計結果になったのだと考えざるを得ないのである。北海道立文書館に見られるように公文書館職員の定数削減は全国的な関心事であると思われるので、あえてこのような比較グラフを載せて問題提起した次第である。

よく文化施設の新設・整備予算を要求する際に、査定側から「それが整備されなければ誰かが死にますか。それほどの緊急性がありますか」などと切り返されることがある。「福祉予算のほうがずっと大切だし、そちらをまず優先させるべきではないか」という論法である。私も二者択一ならば「福祉を優先してください」と答えるに違いない。しかし、公文書館とは本当に開設を急がなくてもよい、あるいはなければいけませんむ不要不急の施設なのであるうか。

表5 他都道府県・政令指定都市の公文書館における職員配置状況

(H19.7 文化資料室)

(人)

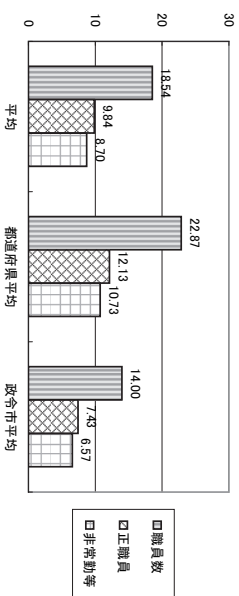
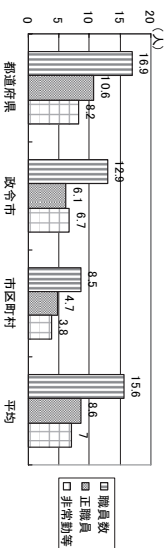
	都道府県																
	北海道	宮城	秋田	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	福井	正職員	その他(嘱託・非常勤)	計
都道府県	12	5	17	6	32	5	13	18	12	14	20	10	6	10	6	6	18
政令指定都市	6	6	13	2	15	11	7	9	39	20	9	7	7	6	11	14	16
平均	11	11	30	8	47	16	20	27	51	34	29	17	13	16	18	11	30

	政令指定都市																
	大分	沖縄	川崎	名古屋	大阪	神戸	広島	北九州	福岡	計	平均	都道府県平均	政令市平均				
長野	6	19	5	8	14	2	8	5	10	364	9.84	12.13	7.43				
岐阜	6	17	6	8	11	2	7	4	8	322	8.70	10.73	6.57				
愛知	12	36	11	16	25	4	15	9	18	686	18.54	22.87	14.00				
京都	5	9	7	2	7	3	22	9	5	3	7	3	9				
大阪	3	5	5	2	7	3	22	9	5	3	7	3	9				
兵庫	8	14	12	15	10	7	46	18	11	11	13	9	13				
奈良	5	9	5	13	3	4	24	9	6	8	6	6	4				
和歌山	5	9	5	13	3	4	24	9	6	8	6	6	4				
鳥取	3	5	7	2	7	3	22	9	5	3	7	3	9				
岡山	8	14	12	15	10	7	46	18	11	11	13	9	13				
広島	5	9	5	13	3	4	24	9	6	8	6	6	4				
山口	3	5	7	2	7	3	22	9	5	3	7	3	9				
徳島	8	14	12	15	10	7	46	18	11	11	13	9	13				
香川	5	9	5	13	3	4	24	9	6	8	6	6	4				

	他都道府県・政令市公文書館(37館)の職員状況(2007年調べ)																
	大分	沖縄	川崎	名古屋	大阪	神戸	広島	北九州	福岡	計	平均	都道府県平均	政令市平均				
職員数	6	19	5	8	14	2	8	5	10	364	9.84	12.13	7.43				
正職員	6	17	6	8	11	2	7	4	8	322	8.70	10.73	6.57				
非常勤等	12	36	11	16	25	4	15	9	18	686	18.54	22.87	14.00				

※全国公文書館関係資料集(平成19年5月 国立公文書館)及び大都市文書事務主管者会議資料(平成18年度)及び聞き取り調査をもとに作成
※福岡市は公文書館機能分のみ

地方公文書館の職員状況(「アーカイブズ」)12号 2003年7月



昨今話題の薬害や原爆症の認定・補償問題、年金記録問題、食品不正事件、建築の強度計算偽造問題などで多くの人々が生命や財産の危機に晒されている。公文書館が全国くまなく整備された上で、それぞれの館が記録資料を適切に保存管理していたならば、今日の被害がいくらかでも軽くなっていたとは考えられないだろうか。世のあらゆる不正の芽を公文書館が未然に摘み取るなどと声高に主張するつもりはないが、緊急かつ重要な点は不正を生み出しにくくする土壌の形成である。現代社会は国民の生命・財産に重大な影響をもたらす真に重要な情報がごく一部の者の手に握られている。市民が「知のヘゲモニー」³⁾を握る状況にはほど遠いのが実状であろう。しかし、市民が公文書館で資料を見る眼を十分に養った上で再び社会に眼を転じると、それまでとはまた違う視点が得られるのではないだろうか。記録資料がしっかりと保管されている公文書館があるだけで、眼光紙背に徹するというほど大げさではなくても一部の専門家や熟練者が真に必要な情報にアクセスできる機会も広がり、これまでよりは明らかに多くの不正がその肥大化前に露見するようになり、被害の程度も多少なくとどめることができそうである。

公文書館を住民自治の学校と呼ぶ人がいるが、このように住民自治を実行に移す段階において公文書館こそその最

高の訓練の場といえないだろうか。そして、そのときでもまだ公文書館整備は福祉予算よりも優先度が低いと自信を持って言い切れる人はいるのだろうか。

(三) 近時における公文書館開設の諸課題

フランク・キャブラ監督の『スミス都へ行く』(一九三九)で主人公(ジェームズ・スチュアート)が建国理念を体感して感激する冒頭近くの見せ場シーンにNARRA(米国国立公文書館)⁴⁾が登場するが、私も十年以上前から何度もここを訪ねている(平成十九年は二回)。また同じく平成十九年の年末には英仏の国立公文書館をそれぞれ訪問した。これらはいずれも威風堂々、市内の中心部にそびえている。ロンドンだけはゾーン3の端とやや遠方であるが、キュー・ガーデンの近くという立地はそれなりに味わい深い。それぞれのロビーやショップ、ミュージアムなどからはある種の共通性も認められた。それは国立公文書館などといったも決していかめしい所ではなく、一般市民がアクセスしやすいように様々な工夫が図られているという点である。

英国国立公文書館ロビーの掲示板はボランティア募集や各種サークルの案内、特殊アーカイブの翻訳・解説広告などで溢れていた。ショップの内容も個人的には館独自の紀要等をもっと前面に出してほしい気はしたが、やはり需要の多い家系史研究参考図書がその中心を占めていた。仏国

国立中央図書館は歴史的建造物であるミュージアム部分が特にすばらしく、その一区画の重厚さはそこだけ切り取っても世界遺産として十分に通用しそうである⁽⁵⁾。もつともレファレンス実務の面では官僚的な雰囲気も見え隠れしていたが。NARAは英仏とはまた違った意味でこの世界首都の一大ランドマークである。アーカイブズがそのまま地下鉄駅名にもなっているが、来館者の五感に訴えるミュージアム展示、教員や生徒の利用を意識した歴史教材の販売、リサーチ・センターの機能性の良さなどいわゆる教育普及面と実務・実用面のバランスが上手く取れているという印象である。そして、これらどの公文書館にもくつろげる空間（中庭など）といったものが十分確保されている。

さて、ナショナル・アーカイブズが市民に対してこれだけ敷居が低いとなれば、より地域に密着している地方公文書館に至ってはいったいどれくらい地域住民に親しまれ利用されているのだろうか。

一般に日本と欧米ではアーカイブズ文化の定着度に大差があると指摘されている。わが国伝統の『記紀』以後、記録管理の長い歴史を考えれば、岩倉遣欧使節以降にその文化的起点を求める見解はやや言い訳がましく聞こえるが、アーカイブズ文化の内実に相当の隔たりがあるという点ではまさしく当を得ていると思う。

私見だが、欧米の地方公文書館は住民記録・生活記録が非現用文書となっても原本のまま実効的なコミュニティ単位で保管され続けるため、住民の身近な利用にも応えることが可能である。この点で欧米の地方公文書館は図書館や博物館と同様に、住民の親近感を獲得できたのではないだろうか。今日、ダ・ヴィンチやフェルメール、ジョルジュ・ド・ラトウルなどの寡作画家について私たちが僅かばかりでもその実像がわかるのはひとえに公文書館所蔵資料のお蔭である。

一方、わが国では実効的コミュニティの枠を超えた行政官庁単位に現用・非現用文書の原本移動が繰り返されてきたのではないか。複雑な町村合併などで従来の適正所管範囲が人工的に解体されたこともあっただろう。そして今日では逆に公民館や連絡所といった実効的コミュニティ施設で現用住民記録などの交付サービスが求められている。一種の長期的な揺り戻しであるが、現用に引きずられて移管された非現用文書の方は地方公文書館という最終受け皿が用意されない限り、行政官庁やその保管庫などに散在して、その整理・統合には大変な労力が必要となる。この非現用文書の整理・統合については自治体史の編さんが契機として有効に機能した場合もあれば、首長の強いリーダーシップの下、人為的に推し進められた場合もあるだろう。公文

書館の設置後に自治体史を編み始めたところ（埼玉県立文書館など）はさしずめ後者の典型と思われるが、近年の公文書館新設計画の多くは前者であり、自治体史編さん完了後、その公文書館的機能を活かして速やかに開設に持ち込もうという移行型である。これは現状では必ずしも最適モデルとはなり得ていない。それでもなお私はこの移行型こそが的確な支援さえなされれば公文書館整備の最適モデルになり得ると考えている。全くのゼロからスタートするよりははるかに効率的で生産性が高いと判断しているためである。

ただ、その際に前組織（自治体史編さん室）の解体などという大なたを振るつた後、後組織（公文書館準備室）を再構築しようというような発想ではなく、連続性を保ちながら過渡的にはむしろ要員増強をしても短期間の内に膨大な収集資料を整理し、その整理過程を通して個々のアーキビスト適性を見極め、来るべき公文書館としての必須要員を確保していく。このように事業内容や制度設計も含めて後組織に緩やかに構造転換しながら公文書館開設を目指す方がこそ最善ではないかと考えている。

少人数のためになかなか資料整理が進まず公文書館開設がいたずらに遅れるよりは結果的に総人件費は少額で済むことにもなる。そしてなによりも公文書館の早期開設によ

り最大のサービス享受するのは地域の住民なのである。

二 地方公文書館の将来的展望

（一）先発地方公文書館の到達点（先進的公文書館の現状）

今回の専門職員養成課程では、幸いなことに神奈川県立公文書館と埼玉県立文書館という二つの先進的な地方公文書館を見学することができた。ここでは各々三点ずつ特に感銘を受けた点について述べることにする。神奈川県立公文書館は「落ち着いた環境の中にあり、ある意味で「地方公文書館かくあるべし」と感じたが、なかでも、一・作成時より五年を経過した文書は全て公文書館に移管する、二・評価選別をグループで実施し客観的選別を追求している、三・情報公開の重要性についてコンセンサスがあり、教育・議会関係等の文書の移管度も高い、などは大いに見習うべき点だと思われる。

埼玉県立文書館は、公文書と私文書を担当する係の連携がよく、人材面でも中堅層が充実していると感じたが、一・県庁に近接しており、アクセス面で最高の環境である、二・文書館の設立後に県史編さん事業を開始している理想形である、三・業務改善への真摯な追求姿勢が見られるなど、私たちがいくら真似をしたくても容易に真似が出来ないほど羨ましい状況である。

もちろん両館とも現状でパーフェクトだというわけではないが、定数・予算にも恵まれているようなので今後も一層の業務改善が続けられるに違いない。後発の私たちが見習うべきお手本となるのは、まずはこの両館であろう。

私が両館を参考にして考えた本市の改善案を三点ほど挙げてみる。一、公文書の引継ぎ時に原局からの安易な延長依頼を認めず、簿冊単位で引継ぎ計画書（延長理由、引継ぎ可能年次）を提出させる、二、選別基準と細目に実効性をもたせるため、情報公開頻度（現用）や閲覧頻度（非現用）もチェックして定期的な運用の見直しを図る、三、現用（半現用も含む）と非現用文書を同一ファイルで一覧化し、市民にインターネット公開することで保存場所の特定や情報公開・閲覧請求の利便性を高める、というものである。いずれもそう簡単にはいかないことではあるが。

文書の公開性・透明度の確保については、公文書は市民の共通財産であるという認識の下で地方公文書館は今後ますます努力していく必要がある。そして個人情報保護の観点からは現用文書よりも非現用文書の方がより公開度は高くなければならない。ということは非現用文書を適切に保存し、閲覧公開する努力を怠ることはこの市民共有の貴重な財産を時々刻々と損なうことにもなる。こうした観点からも公文書館の早期整備が必要であることは明らかであ

る。

（二）地方公文書館の独自性（国立公文書館との役割分担）

私の業務上の日課に地方紙（北海道新聞）のスクラップ作業があるが、いつもそのついでにパソコンでグーグル・ニュースを利用し、「公文書館」をキーワードとして検索をかけ、全国（時には海外から）のメディアから公文書館関連の記事が配信されるようにコンテンツを設定している。

この作業をもう一年以上は続けているが、これによって地方の公文書館が実は大変に元気で、いろいろな新資料の発掘や意欲的な展示、市民との共同事業などにも積極的に取り組んでいることがよくわかる。海外の公文書館動向なども取り込まれるので、方向感覚の維持には最適なツールといえそうである。まだ試していない方にはぜひお褒めしておきたい。

ところで今さら言うまでもないことだが、国立公文書館と地方公文書館では自ずからその役割が異なっている。昨年の八月、福岡市での講演後、NARAのマイケル・カーツ博士に質問してみた。「地方（米国では州や都市）の公文書館で国政にも関わるような画期的な公文書が発見された場合、NARAはそれをどう取り扱いますか」と。カーツ博士の答えはシンプルそのもので「何もしません。国と地方の公文書館ではそもそもその役割が違っており、いくら

貴重な文書でも国はそれを求めたりしてはいけません」というものであった。わが国ならある地域で所蔵する公文書が他の地域にも大きな利害関係を有する場合、持たざる側では通常複本化を求めたりするが、NARAはあくまで超然とした姿勢を保ち、地方のお宝文書として静観するというわけである。もしかすると、これだけデジタル化が発達してきたことで、アーカイブとはその出所などにとらわれず国民共通の財産であるという認識がアメリカなどでは広く浸透しているのかもしれない。アーカイブに関する意識のギャップを強く感じた事例であった。

しかし、地方の公文書館がどれだけ独自の企画や発想で勝負すると頑張ってみても市民・県民のごく一部にしか関心を持ってもらえないのが実情である。時には広く県内、あるいは近県同士の連携を保ち、企画展の共同開催や、巡回展の実施、あるいはお互いの資料を持ち寄ったり、交換貸し出しを試みてはどうだろうか。デジタル革命とはお互いの資料を複写する時代から資料を共有する時代への急速な転換を促しているようにも思われるのである。

(三) 地方公文書館は市民自治の拠点と成り得るか

裸の王様という話があるが、近代に至るまで最高の情報というものは一握りの権力者が独占していた。いや、現代においてすら一部の独裁国家では情報統制を権力維持の道

具として使い、国民には真実を知らせようとしない。私は江戸時代には最高の情報が將軍本人よりその下の側用人クラスに集まっていたのではないかと密かに疑っている。徳川吉宗が目安箱を自らの手で開くことにした理由も体よく加工された情報を嫌ったからに違いないと。さしずめ現代における目安箱こそが公文書館なのであり、首長が公文書館にこもって自治体の将来計画をうんうんと唸りながら構想化していく姿などはある意味で理想的とはいえないだろうか。

しかし、当然ながら公文書館は一般市民にも開かれている。責任こそ首長には遠く及ばないが市民一人一人も自治体政策の中核・中枢を形成してきた公文書に直接触れることができるのである。もちろん利用の仕方は人それぞれ違うであろう。内容に対する理解や把握の程度も様々なはずである。私は公文書館が他の博物館や図書館などと決定的に違う点は、自らが生活基盤を持つ自治体の重要政策に対して必要なアクセスができることと、過去の検証、未来の予測、時には未来を変えてしまうことさえ可能なツールを握っているところと考える。パブリック・コメントや直接請求権あるいは司法的措置までも含めると、公文書館にはおよそ住民自治の権利を行使する上で必要な情報が無限に眠っているといえるだろう。

MLA ロンドン (第三章第一節で詳述) のキャッチ・コピーの中には「英国の知識・学識・創造性の卓越した中心」、「国立知識銀行」、「コミュニティの心臓」、「コミュニティの誇り」(以上、拙訳) を自分たちは目指すなどという華々しい謳い文句が林立するが、確かにアーカイブズの持つ潜在力には計り知れないものがある。私は公文書館は立派に市民自治の拠点としての役割を果たすと信じて疑わないが、そのためにも市民の信頼に応えるだけの良質の公文書が存在していなければならない。そのためシステムの作りや環境形成については後で述べるが、公器としての公文書館を手にする市民の側にもこれを積極的かつ有意義に活用して、自らの自治体の発展に役立てていく気構えが求められている。重箱の隅をつつくような情報公開請求や個人のプライバシーの覗き見、利益追求の手がかり探しなどといった低次元の目的でこれを利用しようとする立場は厳に慎まなければならないだろう。

三 わが国の立つ位置と世界の潮流

(一) 複合化ではなく戦略的な連携—MLAの目指すもの—
私はこの十年ほど、「北米文化施設の複合化状況」(平成十一年度札幌市海外派遣報告書) や「複合文化施設の成功要因分析」(平成十七年提出修士論文) などで文化施設の複合

化について研究してきたが、公文書館の複合化については実は反対の立場である。

一つ目はアーキビストはキュレーターやライブラリアンが代行可能な職種とはいえないこと、二つ目はコンサベーターやリペアラールなどは図書館・博物館とも共通性はあるが、これらは今日むしろアウトソーシング化の傾向にあること、三つ目はレファレンス系統が複雑化すること、四つ目は館のコンセプト(たとえば行政系アーカイブズの設置目的など) がぼやけること、五つ目は予算・定数の面からいわゆる都合のよい査定(冷遇措置)を受けやすくなること、などが即座に思いつくからである。あるいは純粹にそれぞれの施設の目的性や機能性に立脚して複合化に反対するという立場も当然あるはずである。

以前、読売新聞のコラムに「最近の欧米ではMLAという博物館、図書館、公文書館の複合化傾向が主流である」と紹介されていたことがあったが、これはカナダの国立図書館公文書館とMLAとを短絡的に結びつけた早合点であり、実情は昨年の全史料協茨城大会の全大会Iにおいて日本経済新聞社の松岡資明氏が指摘しているとおり、「MLAとは博物館、図書館、アーカイブズの」戦略的な地域「連携」(全大会Iのレジュメ)である。その世界的潮流の「背景」には情報媒体の急速な「デジタル化」という事情があ

り、もはや「アーカイブズだけで連携していても時代遅れ」(同上)になってきているというものである。

この二十年ほどの間、同一の建物・敷地内に複数の異種文化施設が並存しつつ相乗効果を挙げて商業的に成功する事例が世界中の大都市で見られた(たとえば日本では渋谷の Bunkamura など)。私は修論でこれらの成功施設を比較研究し、その共通点から成功要因を分析したが、いまや時代はその当時と一変している。確かに巨大成功施設はその後も次々と新機軸を打ち出し続けており、集客上で蔭りが見えるとか商業的に行き詰まるとかという話はあまり聞かない。

しかし、問題なのはそうした巨大成功施設ではなく、地方の名もない文化施設の将来である。デジタル・アーカイブの長足の進歩は自宅にいながらにして諸外国の著名文化施設へのアクセスを可能にした。端末操作のみで大半の用が足せる時代の到来も間近なようである。グーグルは各国の大図書館の所蔵資料をデジタル画像で家庭やオフィスに届けるサービスを開始しようとしている。世界的な美術館や博物館も自ら積極的にバーチャル・ミュージアムを仕掛けてきている。実物(原本)を見なければ気がすまないという人々もあるいは将来少数派に転じるかもしれない。とりわけアーカイブに関してはデジタル化への期待度がMLAの中でも図書館の次くらいに高くなりそうな予感がす

る。なぜなら五感への刺激や双方向の必要性などといった点で、アーカイブは美術館・博物館よりも図書館の所蔵資料により近いからである。

アーカイブズにおけるミュージアムの要素の必要性について後で述べるのも実はこうした危機意識と関連している。地区計画上、ミュージアム・マイルやミュージアム・クォーターなどと文化施設を集中整備している大都市は多いが、利用者の利便性から考えれば自宅にいながら好きな所や好きな物を選び出し、自由に呼び出せる仕掛けに敵うはずはない。ミレニアム前後にかけて欧米でミュージアムの建設(新築・改修)ラッシュが見られたが、予測を大幅に上回るデジタル革命の本質まで正確に予見していた人はごく少数だったはずである。現実にMLAロンドンが本格的に活動し始めたのは二〇〇四年頃からである。その主な活動はまずロンドン市内のMLA施設の数量把握に始まり、今後の発展数値目標と刺激的なキャッチフレーズで市民の力を結集し、ある方向(市民生活の質的向上)に誘導しようとするものである。カラフルなパンフレットは人目を惹き、読んでいて実に楽しい。私が修了研究論文の遅れを気にしつつもあえて年末のロンドンに向かった目的の一つはこのMLAの実態把握であった。

SLAIS (The School of Library Archive and Information)

という博士課程まで備える大学研究科がブルームズベリーのUCL (University College London) のキャンパス内にある。

UCLはロンドン大学(大学院)として世界のトップ一〇に数えられる名門であるが、その中のSLAISも英国有数の情報教育研究科として認知されている。私はパウアー・ストリートの大学ブックストアでMLAについて何か参考書籍はないかと探してみたが、そこにはSLAIS教授陣の執筆したテキスト類と電子情報関係の書籍がうず高く積まれているだけであった。店員にMLAについて尋ねると、さらに別の店員にまで聞いてくれて結局インターネッツを使いグレイト・サットン・ストリートのMLAロンドン・オフィスを探し出してくれた。

ロンドンのMLAセンターはバービカンとエンジェルの間間くらいに位置していたが、全英を束ねるMLA評議会のオフィスはまた別の場所にあるらしい。建物四階のロビーにはいくつかのリーフレットやパンフレットが掲示されていて、その場で一部ずつもらえるかと思われ、帰国後、実際に試してみたが本当にとても簡単にできた。しかし、これらのパンフレット内容にあまり深入りするとこの論文の主旨からは逸脱してしまうため、ここではMLAロンドンのアーカイブズ戦略というものが、「ロンドン市

民の社会的・経済的・文化的な生活を充実させるため、各々の施設をアーカイブの管理や発展、利用促進の国家的指導施設に育てよう」(以上、拙訳)という趣旨であることを紹介する程度にとどめたい。その連携施設数は膨大であり、ロンドナーの生活面での質的向上の実現を緻密かつ具体的に設計している生産的な組織なのである。

(二) アーカイブズ文化について

日本におけるアーカイブズ文化の貧困さについては第一章第三節で少し触れたが、これは国民性の問題なのか個人の資質の問題なのかやはり慎重に分析するべきである。なぜなら、民主主義が根づいていないような時代・国家においても驚くほど優れた文書管理がなされた事例もあれば、同一の民族・国家でありながら時代や政体により両極端ともいえる文書管理がなされた事例もあるからである。理想的な方策は言うまでもなく、国家・自治体が文書管理の重要性を認めて法律・条例等を整備し、公文書館とアーキビストの質・量を充足する。公教育においては幼時期より文書管理の重要性を基礎から教える。実社会では産・官の別なく実務における文書管理を徹底させる。このように個人の意識と社会システムの両面から文書管理を優先させていけばアーカイブズ文化の素地は自然と固まるはずである。

私がこのような一見極論ともいえるべき意見を述べるの

も、文化というものが後天的に修正するよりは先天的に意識づけする方がはるかにその浸透性が高いということであることを体験から学んだことに起因している。

かつて私はベネズエラのカラカスでその地下鉄の清潔さに驚かされたことがある。この国では地下鉄が導入される何年も前から国民に「地下鉄は貴重な石油資源と引き換えに手に入れた大事なインフラだから」と教え込み、そこでの飲食・汚損等を一切禁止し、子供から老人に至るまで徹底した刷り込みを行なった結果、実際の導入後も汚損トラブルなどほとんど発生しなかったということである。つまり後天的な意識改革のためにはドラステックな方法以外さして有効な手段はないが、健全良好なシステムが整備された上で先天的に動機づけを図るならば、こちらはそう簡単には剥離しないということである。

公共機関におけるマナーと文書管理とでは次元が全く違うと反論されそうだが、ある意味では文書管理の方がより高いモラルあるいはカルチャーのレベルまで求められていると考えるべきである。健全なアーカイブズ文化を確立するためには、単なる個人の資質とか国民性の問題というように整理して終わらせるのではなく、地域・国家単位での真剣かつ応急的な取り組みが必要となるはずである。

アーカイブズ文化というものは本来一朝一夕に手に入れ

られるものではなく、長い歴史の積み重ねの結果として定着するものである。それを国家・自治体の危機、非常事態だからと速成で獲得しようというからには、言葉は悪いのだが、先天的な刷り込みと後天的な強制をある一定期間は国民・市民に受忍してもらっただけの覚悟が必要なのではないか。

(三) グローバル・スタンダードについて

グローバル・スタンダード（国際標準）という言葉がよく使われる。トヨタは自動車業界でいまや世界の頂点を覗く勢いであり、日本産のブルーレイも既に国際標準化に王手をかけている。かつて、グローバル・スタンダードとは所詮アメリカン・スタンダードの言い換えに過ぎないのではないかと批判されていたが、先の例のようにやはり品質管理が万全なものは国境を超えて万人も認めると考えるべきである。文書管理のISO15489も英語圏には違いないが、オーストラリアの産である。ユネスコやICAは公文書館や文書館の国際標準化をその目標の一つに掲げている。私自身次に述べる体験からその重要性が多少なりともわかっていくつもりである。

かなり前のことになるが、ナイロビのケニア国立博物館を訪ねたことがある。そこは世界最古の人骨などが有名な自然史分野においてはまさに貴重資料の宝庫なのである

が、博物館資料学や展示学・経営情報学などがまだ館内に十分浸透していなく、倉庫には死蔵された資料群があったり、見る者の誤解を招きかねない展示など問題が山積していた。私はそのボランティア・スタッフから、「先進各国からコーディネーターは大勢来るが、国ごとに各論が違っていて意見がまとまらず、なかなか問題が解決しない。先進国は館の運営方法にまで口出しししないでお金だけ出してくれればいいのに」という極めて率直な感想を聞かされたことがある。私がグローバル・スタンダードの芸術文化政策を本気で学ぼうと考えたのも今にして思えばこの発言が直接のきっかけであった。

日本がかつて近代法の整備をフランスやドイツから学んだように、第三世界の各国はどの先進国をお手本にすればよいかいまだに決めかねているところが多い。グローバル・スタンダードが確立して、どの先進国からでも迷うことなくスタンダード・モデルが学べるようになれば、どれだけ効果的な開発援助が可能になることだろうか。同様に公文書館やアーキビストの身分にもグローバル・スタンダードが確立すれば、おそらくその未来図は大きく変わるだろう。

現在、わが国の重要な政策決定文書の多くは米国やロシアなど諸外国の公文書館から発見されている。これには敗

戦国という特殊事情やバランス・オブ・パワーの犠牲的側面があったことも確かである。

一方、これからは日本の公文書館から自国の公文書はもちろん、諸外国の重要な政策決定に日本がいかに関わってきたかというような内容の公文書が次々と公開されるようになり、公文書の「輸入国」という有難くない立場から「輸出国」という名誉ある地位へと大躍進を遂げることも夢ではなくなるかもしれないのである。

四 札幌市公文書館はどこを目指すか

(一) その歴史的特性(人工都市の可能性)

札幌市は政令指定都市の中ではいつも先行せず遅れもせず絶えず真ん中ぐらいの位置取りをしてきたと評される。長らく一〇前後だった政令指定都市の中で、人口第五位の立場としては真ん中あたりが適当だったのかもしれない。しかし、公文書館の設置に関しては明らかに後塵を拝してしまつた。横浜市は未整備とはいえ、公文書館相当施設(横浜開港資料館など)を有しており、先般約一五万点の市史関係資料を一般公開するとの報道がなされたばかりである。¹⁰⁾

ところで、現在の札幌市の原型のほとんどは北海道開拓使時代に創られたといわれている。札幌の区画や行政組織も開拓使が設計したが、そうした都市計画、農業、工業、

表6 公文書館の設置に関する条例等の内容一覧

項目	公文書館名											
	川崎市公文書館	名古屋市政資料館	大阪市公文書館	神戸市公文書館	広島市公文書館	北九州市立文書館	福岡市総合図書館	北海道立文書館	東京都公文書館	神奈川県立公文書館	愛知県公文書館	大阪府公文書館
設置目的	収集				○	○		○	○	○	○	○
	散逸及び消滅の防止											
	保存	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	整理							○				○
	保管											
	管理					○		○				
	閲覧に供する									○		
	公共の・市区民の一般の利用に供する(資する)		○	○		○	○	○				
	活用・利用を図る	○						○	○		○	
	展示											
	関連する調査研究を行う									○		
	必要な施設を設ける											
	公共の教養・調査研究等に資する(供する)											○
	(都道府県市区民の)教育・教養・学術・文化の発展(振興・向上)に寄与する(資する)	○				○					○	
	後世に継承する											
	都道府県市区民の郷土に対する理解を深める											
	県(市区)政及び県(市区)の歴史に関する知識の普及											
	都道府県市区の行政に対する情報を市民に提供する			○		○						
	開かれた県(市区)政の推進に資する											
	県(市区)民の県(市区)政に対する関心にこたえる											
県(市区)民の利便に資する												
県(市区)民の文化活動の場を提供する									○			
個性豊かな県(市区)民文化を振興する												
魅力ある地域づくりに寄与する												

平成19年度 国立公文書館発行資料に基づく

農学校の卒業生が輩出した事実からも、当時の札幌に一流の俊英が集い、お雇い外国人や理想的な教育環境の下で国際人としての原石に磨きがかけられたことは想像に難くない。

つまり、札幌が後発に甘んじる理由など歴史的には全く見当たらないということである。冬季オリンピック、雪まつりやYOSAKOIソーラン祭り、北海道日本ハム・ファイターズ、キタラ、札幌ドーム、モエレ沼公園、PMFなど全国的な発信は絶えず行なわれてきたのである。

札幌には積雪などの困難な自

漁業、教育など多方面で活躍したのがお雇い外国人である。彼らの透徹した眼が生み出した設計図は世紀を超えて現代の札幌にも息づいている。よく「環境が人を創る」といわれるが、かつて札幌農学校では英語で授業が行なわれ、学生も英語でノートを取っていた。その後、海外で活躍する

然環境と戦いつつも地道に市域を広げていった先人たちの開拓の歴史がある。フロンティア・スピリットこそまさに札幌には似つかわしい。公文書館としてはたとえ後発でも、逆に後発の強みとしてそのコンセプトには最先端の内容を盛り込むべきではないだろうか。それは市民自治の拠点施

設という位置づけを設置条例の中心にしっかりと刻み込むことである。これまで他県市の公文書館設置条例を見る限り、市民自治の拠点化をその主要な設置目的と明記しているところはまだ少ないようである（表6参照）。

公文書館の機能面よりも、むしろその設立理念を明確に書き込んだ方が、二十一世紀の公文書館のあり方としてはよりふさわしいのではないだろうか。

（二）行政系アーカイブズの要請

北海道立文書館の規模縮小問題は、突き詰めると全国の公文書館に共通の踏み絵ともいうべき行政改革への対し方そのものであった。一般に私文書の切捨てなどというのと、とりもなおさず歴史系アーカイブズから行政系アーカイブズへの軸足転換などと考えがちであるが、現実には所蔵している地域資料（私文書）を放擲できるわけもなく、新規資料収集の中止や現有資料をカバーする最小限の人員確保という辺りが妥当な線引きではないかと思う。欧米諸国ではかつてリベラル・アーツの基幹課目とみなされていたラテン語が近年は必修科目からも外されているそうである。わが国でいえばちょうど古文書の読解に当たるものである。昨年末、英国国立公文書館のショップで中世ラテン語自動翻訳ソフトを多数見かけたが、実は単に売れ残っていただけなのかもしれない。

「歴史学はアーカイブズの下僕である¹¹」とは先のEAS TICAシンポジウム基調講演の際に保立道久東大史料編纂所教授が述べられた一節である。私は当初これをゲスト・スピーカーの主催者側へのリップサービスぐらいに受け取っていたが、本論文を書き進めていくうちに次第に考えが変わってきた。

歴史学が解釈学である以上、政治体制やイデオロギーの転換によりそれまで定説と考えられていたものが一挙に翻ることもあり得る訳である。しかし史料の方は焚書などされない限り、様々な時代を生き抜いて現代のわれわれにその価値判断を委ねることになる。そもそも歴史的な史料が現代まで残っていることだけでもその史料に特別の力が宿っているともいえる。なぜなら、多くの支配者が異なる正統性の者から権力を奪取する度に先任者の記録を抹消したり、その実績を貶めたりしてきたのであり、過去の権力者が一度剥奪された名誉を回復することなど至難の業である。今日まで生き残ってきた史料はそれが偽書でもない限り、歴史学に新たな解釈の光を当てるだけの普遍性を保ち、当然に主従関係の主の地位を占めてよいはずである。「歴史学がアーカイブズにとって補助学の一つ¹²」と保立教授が述べたことは実はお世辞でも何でもなく極めて妥当な真理だということになる。

アーカイブズが歴史学の上位に立つとしたならば、公文書館のコンセプトが歴史系に引きずられる必然性は何もない。となれば自治体政策の合理性の追求とその検証を軸とした行政系アーカイブズこそがまさに現代的な要請といえるべきである。

(三) 後発館としての方向性

今、国では記録文書管理の法制化に向けてその動きが加速化している。公文書館を持たない数少ない大都市として、またアーカイブズをめぐる新しい状況の出現後に立ち上げを図る後発都市として、札幌市に寄せられている期待は相当に大きいものだと考えている。専門職員養成課程の後期分が終了した後で、公文書推進議員懇談会からの「緊急提言」の提出、福田総理の第一六九回国会施政方針演説（「公文書の保存に向けた体制を整備」、文書管理法（仮称）の法制化や国立公文書館拡充（「日本経済新聞」）などが立て続けに報じられた。地方が国の動きに遅れるのはやむを得ないが、私はこれを一種の追い風と受け止めている。

国が文書管理法を制定し、地方がそれを受けて文書管理条例を整備する。その際に骨格となるのは文書管理のISO 15489以外には考えられない。国際標準（グローバル・スタンダード）とは後に続くものにとつての公式モデルなのであり、それだけにその基準についても細部にわたっ

て厳密さが要求されてくる。

札幌市は平成十三年十一月に環境マネジメントシステムの国際標準規格ISO 14001を全庁単位で取得したが、取得時にはまだ多くの職員がISOに馴染みが薄く、その必要性も十分には理解されていなかったように私は思えた。その私が平成十八年、教育委員会のISO内部監査チーム（三名）の一人に選ばれて消防局を監査することになった。数多くのコンプライアンスを示す定型書類が事前に提出されたが、そこで驚いたのは環境マネジメントといいながらも消防局のコンプライアンスは薬事からガス・重油・産業廃棄物・食品衛生・大気などおよそ消防とは結びつきにくい各分野にまで多岐に広がっていたことである。そして素人目にもそのコンプライアンスが消防行政の上で欠かすことのできない重要性をもっていることがわかった。

私が言いたいのは、文書管理システムの国際標準規格ISO 15489にも多くのコンプライアンスが存在するが、それらは一見迂遠に見えても実は必要不可欠な構成要件なのであり、これを最初はたとえ定型的にでも守り、次第に習熟していくことで初めて漏れや緩みのない文書記録の管理が達成できることである。そして結果的にはそれが市民の生命・財産を守ることもつながるのであ

る。結論としては文書管理ISOも環境マネジメントISOに劣らぬ重要性を持っており、その導入に際してはおそらくドラスティックな手法に頼らざるを得ないということである。

五 札幌市公文書館基本構想への提言

(一) 文書管理条例の早期制定 (ISO15489をベースに)

わが国では長い間、記録管理はクラーク・レベルが一生懸命に行なうものでトップ・マターではないとみなされてきた。⁽¹³⁾ こうした観念が全く根拠のない迷信に過ぎなかつたことは近年多発した記録管理の杜撰さに起因する諸問題の深刻さがはからずも証明してくれたとおりである。

記録管理の国際標準ISO15489はオーストラリアがその発祥の地であり、ARMAという記録管理マネージヤー組織(本部はアメリカで会員数約一万人、東京に日本支部がある)がその有用性を認め、文書記録のライフサイクル管理に最適なモデルとして広く推奨しているものである。市民を問わないモデルのため、先進的な企業では既に記録管理にこれを取り入れているというが、今のところ国や自治体のレベルで導入の気配は少ない。

品質管理のISO9000や環境のISO14000と

は異なり認証系ではなく、あくまでもガイドラインである。全二部構成で第一部の総論は既にJIS化されている。認証系ではなくガイドラインにとどまるのは各国毎にその法制度や環境などで異なる事情がある点を考慮したものであり、この第二部各論のガイドライン(テクニカルレポート)に国別裁量を認めるようにすれば認証系に転じることにも不可能ではないらしい。

もちろん文書管理条例にこれら全てを書き込む必要などはなく、たとえば規制環境(公文書の円滑な引継ぎなど)や記録システムの設計と実施(総合文書管理システムの二次開発など)、モニターと監査、研修などの各項目についてこれを援用することもできるだろう。⁽¹⁴⁾ いずれにしても国が制定を検討中の文書管理法について、地方はその内容をじっくり見極めた後でなければ先には進めないといえよう。

(二) 市民自治に関わる情報の集積化

公文書館や文書管理条例ができて市民自治の実現に直接関係するような市政の中枢情報・中枢文書が現実に移管されてこなければその実効性はほとんど意味を持たない。慢性的な財政危機の中でアーカイブズの果たすべき役割の一つが行財政改革の検証である。たとえば北海道であれば旧産炭地が閉山後十分な国家補償を受けたかという検証こそが夕張・赤平の現在を解き明かす鍵になるはずである。

札幌であれば、コミュニティとしての構造的特徴ともいえる、一、薄野と寺町の特異な交錯、二、町内会組織の強固な連結、三、地域資料としての小・中・高校記念誌の充実、四、郷土資料館の旺盛な活力、などはその理由の解明と同時にこれを有効に活用していくことも考えるべきである。し、学校教育との連携も今後の主要な課題の一つである。

また、本市の総合文書管理システム¹⁵もこれを機能上最大限に活用する必要がある。たとえば、一、部長級以上の決裁は電子決裁化を義務づける。二、発生後の現用文書については独立的な権限が付与された担当課（公文書館）が移管前でも内容検索できるようにするなど現用段階からの一体的・体系的な管理を保証し、半現用での評価選別を可能にする。三、行政委員会などにも引継文書の安易な滞留・延長を認める例外を作らない、などがその例で、結果として文書管理条例がコンプライアンスの役割を担うことになり、公文書館への文書移管が確実に計算可能となる。重要公文書が漏れなく集積されるシステムの完成である。

また、この条例は発生文書を「揺り籠から墓場まで」ライフサイクル管理することにもなるので、現用時の文書公開請求、アーカイブの閲覧請求のいずれに対しても即応可能な体制が構築される。そして行政の説明責任は公文書館と情報公開条例及び文書管理条例によって市民に対し保証

されるといふ仕組みである。これをもって「未完の黄金のトライアングル」¹⁶（記録管理学会・小谷氏）は見事に完結するわけである。

（三）まちづくりのキーステーションとして—札幌の新しいランドマークに—

第三章で紹介したように、世界のアーカイブズの潮流は既に複合化を飛び越してデジタル化の域にまで達している。本市も所蔵するデジタル・アーカイブ（中央図書館などが比較的多く所蔵している）の共有化を図るなどして、早期にMLA S A P P O R Oの方向性を模索していかねなければならぬ。

しかし、何よりも新設の公文書館にはまず「まちづくりのキーステーション」として二重の意味でその機能を発揮してもらい必要がある。

一つ目はもちろんアーカイブ（記録資料）的機能面からまちづくりの中核・中枢情報を提供するという役割である。

二つ目はミュージアム機能面のことである。来館者がそこに来るだけで札幌のこれまでの歩み、歴史的な営みの全貌がわかるような展示手法を実現することである。文書、写真、地図、パネルあるいは映像資料やデジタル情報も総動員して、パースペクティブに札幌市の形成・発展過程を跡づける展示の実現である。N A R Aのカーツ博士も講演

の際、ミュージアム機能の充実が今後の重要課題であると話していたが、公文書館が来館施設として十分に機能するために、リサーチ・ルームと同様に魅力的な展示内容もその不可欠な要素となる。都市のランドマークとして市民から上位にカウントされるためには、まず札幌の「貌」^①となるような常設展示室を整備することで、初めて来訪する観光客や外国人に対しても札幌に関する確かなイメージ形成を可能にする役割が果たされることになるのである。

おわりに

長かった前・後期の講義、プレッシャーのかかった修了研究論文を今まさに終えようとしているが、これらを振り返るだけでもかなり感慨深いものがある。私がこの専門職員養成課程から得た有形無形の財産は今後ますます膨らんでいくものと思われ、受講を認めてくれた関係各位には心から感謝している。

私は以前JICA（国際協力事業団、現国際協力機構）本部でプロジェクト方式技術協力を担当していたため、海外の事物に対しては全くといっていいほど抵抗感を感じることはないが、昨年末の緊急調査（英仏公文書館とMLAロンドン）の後では、わが国と欧米におけるアーカイブズ文化の格差というものを痛いほど感じながら帰国の途について

事実を認めたい。いくら短期間で追いつけるのが得意な日本人でもこの格差については容易に埋められるものではないと今感じている。

欧米では、楽器や帆船、クリケットなど何にでもアーカイブズが存在する。それを記録するために独自のカリグラフィーも発達した。しかし、今伝統と歴史の差を嘆くよりも、よい文化は一刻も早くこれを取り入れ、育てようとする姿勢こそが大切である。

まとめとして、札幌市公文書館は、一・市民自治の拠点としてその説明責任を明確に果たす行政系アーカイブズの方角を目指すべきである。二・文書管理条例を早期に制定して将来的には現用段階からの文書管理を目指すべきである。三・絶えずグローバル・スタンダードを意識するとともに、MLAの理念をもってデジタル・アーカイブ化の準備も早期に進めるべきである。四・札幌の新しいランドマークに位置づけられるような質量ともに充実したアーカイブズを目指すべきである。

明治の札幌から多くの国際人が巣立っていったように、同じ地にこれから生まれようとする札幌市公文書館には無限の潜在力と可能性が秘められている。

私はすぐにできることもおそろくかなり先まで難しいことも、この論文の各論で展開してきたが、これらの試案を

一つ一つ地道に実践していきたくないと考えている。

そして、そのときのスタンスは Think Globally , Act Locally である。

最後になるが、国立公文書館の年間事業計画の中で、一、公文書館開設準備室レベルにある県市を集めたアドバイザー会議の開催、もしくは、二、全国公文書館長会議におけるオプザーバー資格の要件緩和（公文書館相当施設の館長も含める）について、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思う。¹⁵⁾
(文化資料室資料担当係長)

【注】

(1) 本稿は平成十九年度国立公文書館専門職員養成課程修了研究論文として平成二十年一月に提出したものに傍注など多少の加筆をしたものである。

(2) 総務局行政部総務課・教育委員会生涯学習部文化資料室『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』一九〇二〇頁、四八頁 平成十六年四月。

(3) 大濱徹也『アーカイブズへの眼』（刀水書房、二〇〇七年）一九二頁。

(4) 本稿で述べるNARAは通称アーカイブズIの方である。アーカイブズIIへの訪問利用は平成二十年十二月末になってよ

うやく実現した。

(5) 仏国国立中央文書館は現在のスービーズ館に加えて、ピエールフィットスルセーヌに新館が二〇一〇年から開館予定と聞いている。

(6) 本稿執筆時点（平成二十年一月）では未訪問であった沖縄県公文書館を平成二十年八月に視察する機会を得た。神奈川・埼玉両県と並んで、見習うべき公文書館の筆頭に沖縄県公文書館もぜひ付け加えたい。

(7) <http://www.malondon.org.uk/>

(8) 松岡資明報告分「報告I 日本のアーカイブズとその未来」

『全史料協茨城大会三二〇〇七研修会テキスト 全大会I』四〇頁。

(9) 注7に同じ。

(10) 平成二十年一月、横浜市中心図書館内に市史資料室が設置され、市史資料が順次公開されているとのことである。

(11) 『The 8th General conference of EASTICA Symposium』 Oct.21—Oct.26,2007 TOKYO、基調講演『東アジアにおけるアーカイブズの共有と歴史学』保立道久 一一頁。

(12) 注11に同じ。

(13) 平成十九年度公文書館専門職員養成課程『記録管理論』小谷允志講師の講義ノートより、平成十九年十月二十二日 後期日程第一—二時限。

(14) 本市では札幌市自治基本条例が平成十八年十月に施行されたが、これに新たに文書管理条例が加われば、自治基本条例の希求する市民自治の実現を公文書の適切な管理・活用によって支えていく環境が整うことになる。

(15) 本市の文書管理システムであるが、その中の業務ポータル・サイトとともにもう一つの選択メニューである事業情報一元化システムは今後、公文書の評価選別や公開閲覧判定のスクリーンングなど多方面に活用できる可能性が高い。

(16) 注13に同じ。

(17) 注3に同じ。八九頁。

(18) 本稿の要望が奏効したのかはわからないが、平成二十年六月の全国公文書館長会議から札幌市のオブザーバー参加が可能となった。

【参考文献】

(1) 大濱徹也『アーカイブズへの眼』刀水書房、二〇〇七年。

(2) 安澤秀一『史料館・文書館学への道』吉川弘文館、一九八五年。

(3) 高野修『地域文書館論』岩田書院、一九九八年。

(4) 鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』北海道大学図書刊行会、二〇〇二年。

(5) 小川千代子・高橋実・大西愛編『アーカイブズ事典』大阪

大学出版会、二〇〇三年。

(6) 福岡県共同公文書館基本構想検討委員会『福岡県共同公文書館基本構想』平成十八年十二月二十六日。

【参考講演会（講演記録を含む）】

(1) マイケル・J・カーツ「米国立公文書館における機密情報開示政策」平成十九年八月二十七日 福岡アメリカン・センタ―。

(2) 鈴江英一「札幌の公文書館は何をめざすか」平成十九年八月二十八日 札幌市文化資料室。

(3) 白木沢旭児「札幌市公文書館に期待するもの―利用者の視点から―」平成十九年十一月十三日 同右。

(4) 大濱徹也「情報保存の現在い、ま 未来への扉」第1回JHKオープンセミナー 平成十五年十月。

(5) 大濱徹也「日本のアーカイブズ―現在問われるべき課題をめぐり―」EASTICA 第三回総会 平成九年十月。